平成２２年（フ）第２２６号
東京都日野市東平山１丁目７－５－1214
債務者　桑田　智至
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３５号
東京都大田区池上６丁目６－８　第二黄金ビル201
債務者　門倉　貞子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６１９号
横浜市港北区菊名５丁目21番13号、住民票上の住所横浜市港北区師岡町482番地３　ハウス師岡303
債務者　根本　奈緒（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１６号
岡山市北区大安寺中町16番28－８号　ビーグルビーグル201号、前住所岡山県倉敷市徳芳869番地35
債務者　桐畑　明美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６００号
東京都八王子市高倉町47番地２都営高倉アパート２－203
債務者　鳥澤　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２５号
秋田県横手市増田町増田字上川原11番地54
債務者　高橋　信一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２３０号
秋田県湯沢市岩崎字松浦48番地１　コーポまるい７号室
債務者　佐藤　義隆
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１号
新潟県佐渡市北小浦435番地
債務者　北　　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第８４８号
岡山市中区山崎43番地１　Ａ棟102号
債務者　黒住　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１７号
岡山市中区雄町384番地１　メゾンセルフィス105号室
債務者　井上由紀子（旧姓信朝）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２７号
岡山市北区延友331番地４
債務者　藤原　裕示
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９号
秋田県大仙市飯田字堰東184番地　Ｄ号室
債務者　須藤ヤエ子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１５１号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字下千間谷地70番地
債務者　千葉　康子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２６２号
広島県福山市神村町1724番地
債務者　牧　　博司
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６３号
広島県福山市神村町1724番地
債務者　牧　由佳理
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係